

人流データ分析業務委託 仕様書

1. 件名

人流データ分析業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※サービスの利用開始は契約締結後、1月以内を想定しているが、詳細は協議により決定する。

3. 目的

(1) 幅広い属性による人流データを分析できるサービスを導入することで、EBPMによる政策立案を推進する。

4. 業務内容

(1) 一般的な Web ブラウザ上で、サービス利用期間中は常に閲覧ができ、日本国内における地図上で自由に地点、エリアが設定でき、自由に指定する月別、日別、時間別の人数や属性別で、個人が特定できない形式に加工したうえで、表示・出力できるシステム。どうやって（移動手段）、どこから来て、どこに行ったかを把握できるシステムを提供すること。

(2) システムを使用するための支援、アドバイスとして、利用マニュアルを提供すること、問い合わせに対してサポートできる体制をとること。

5. その他留意事項

(1) 成果品の権利及び利用

①本業務から出力され制作された成果物に係る著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て市に帰属するものとする。

②受託者は、出力されるデータは第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

③その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

(2) 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、受託者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を及ぼした場合は受託者がその損害を賠償しなければならない。

(3) その他、業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、市と協議を行い必要な措置を行う。